

令和6年

奈良市議会12月定例会  
提出議案

奈良市



## 目 次

奈良市報告第 64 号	市長専決処分の報告について……………	1
〳 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	14
〳 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	22
〳 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	26
〳 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	28
〳 第 69 号	市長専決処分の報告について……………	30
〳 第 70 号	市長専決処分の報告について……………	32
〳 第 71 号	市長専決処分の報告について……………	34
〳 第 72 号	市長専決処分の報告について……………	36
〳 第 73 号	市長専決処分の報告について……………	38
〳 第 74 号	市長専決処分の報告について……………	40
〳 第 75 号	市長専決処分の報告について……………	42
〳 第 76 号	市長専決処分の報告について……………	44
〳 第 77 号	市長専決処分の報告について……………	46
〳 第 78 号	市長専決処分の報告について……………	48
〳 第 79 号	市長専決処分の報告について……………	50
奈良市議案第 92 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及 び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につ いて……………	52
〳 第 93 号	奈良市コミュニティセンター条例の制定について……………	61
〳 第 94 号	奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例の制定について……………	66
〳 第 95 号	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に ついて……………	68
〳 第 96 号	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条 例の廃止について……………	69
〳 第 97 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について……………	71

奈良市議案第 98 号	奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について……………	72
〳 第 99 号	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	76
〳 第 100 号	財産の処分について……………	81
〳 第 101 号	委託契約の締結について……………	83
〳 第 102 号	工事請負契約の一部変更について……………	88
〳 第 103 号	訴えの提起について……………	89
〳 第 104 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	91
〳 第 105 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	92
〳 第 106 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	93
〳 第 107 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	94
〳 第 108 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	95
〳 第 109 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	96
〳 第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	97
〳 第 111 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	99
〳 第 112 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	101
〳 第 113 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	102
〳 第 114 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	103
〳 第 115 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	104
〳 第 116 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	105
〳 第 117 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	106
〳 第 118 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	107
〳 第 119 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	108
〳 第 120 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	109
〳 第 121 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	110
〳 第 122 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	111
〳 第 123 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	112
〳 第 124 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	113

奈良市議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について……………	114
〳 第126号	公の施設の指定管理者の指定について……………	115
〳 第127号	公の施設の指定管理者の指定について……………	116
〳 第128号	公の施設の指定管理者の指定について……………	117
〳 第129号	公の施設の指定管理者の指定について……………	118
〳 第130号	公の施設の指定管理者の指定について……………	119
〳 第131号	公の施設の指定管理者の指定について……………	120
〳 第132号	公の施設の指定管理者の指定について……………	121
〳 第133号	公の施設の指定管理者の指定について……………	122
〳 第134号	奈良县市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び奈良县市町村総合事務組合同規約の変更に ついて……………	123



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第5号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年10月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第5号）



## 令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,223,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17. 県 支 出 金		11,411,241 <sup>千円</sup>	180,000 <sup>千円</sup>	11,591,241 <sup>千円</sup>
	3. 県 委 託 金	76,552	180,000	256,552
歳 入 合 計		166,043,181	180,000	166,223,181

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		18,936,708 <sup>千円</sup>	180,000 <sup>千円</sup>	19,116,708 <sup>千円</sup>
	5. 選 挙 費	67,991	180,000	247,991
歳 出 合 計		166,043,181	180,000	166,223,181

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

( 歳 入 )	(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計	
17 県支出金	11,411,241	180,000	11,591,241	
歳 入 合 計	166,043,181	180,000	166,223,181	

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
2 総務費	18,936,708	180,000	19,116,708	180,000		—
歳 出 合 計	166,043,181	180,000	166,223,181	180,000		—

2. 歳入

第17款 県支出金

第3項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費県委託金	45,686	180,000	225,686	2 衆議院議員選挙費委託金	180,000	衆議院議員選挙費委託金	
計	76,552	180,000	256,552				

第17款 県支出金

3. 歳出  
第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 衆議院議員選挙費	—	180,000	180,000	特定財源 (内訳) 県支出金 180,000	1 報酬	12,122	衆議院議員選挙経費	
					3 職員手当等	37,000		
					7 報償費	2,709		
					8 旅費	1,542		
					10 需用費	15,071		
					11 役務費	42,110		
					12 委託料	57,575		
					13 使用料及び賃借料	11,751		
					15 原材料費	80		
					17 備品購入費	40		
計	67,991	180,000	247,991	特定財源 一般財源				

第2款 総務費

#### 4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,372 [200]	9,670,210	8,598,352	18,268,562	3,423,735	21,692,297	
補正前	2,372 [200]	9,670,210	8,561,352	18,231,562	3,423,735	21,655,297	
比較			37,000	37,000		37,000	

[ ]は再任用職員の外数

区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
補正後	249,277	7,613	275,415	1,007,940	771,213	65,328	2,260,660	1,836,869
補正前	249,277	7,613	275,415	1,007,940	734,213	65,328	2,260,660	1,836,869
比較					37,000			

区分	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
補正後	7,506	366	342,701	196,272	3,726	9,373	1,564,093
補正前	7,506	366	342,701	196,272	3,726	9,373	1,564,093
比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	37,000	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	37,000 超過勤務手当	37,000



2.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	277 [2,263]	2,778,433	681,052	700,050	4,159,535	641,488	4,801,023	
補正前	277 [2,222]	2,772,653	681,052	700,050	4,153,755	641,488	4,795,243	
比較	[41]	5,780			5,780		5,780	

[ ]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
補正後	30,459	16,832	2,848	344,468	297,443	8,000
補正前	30,459	16,832	2,848	344,468	297,443	8,000
比較						

## (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	5,780	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	5,780	

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
総 務 費	選挙執行関係人	人	千円	584 人	6,342 千円
	合 計	2,819	134,607	3,403	140,949

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年10月29日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和6年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

## 令和6年度奈良市一般会計 補正予算（第6号）

令和6年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166,267,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,097,697 <sup>千円</sup>	44,412 <sup>千円</sup>	37,142,109 <sup>千円</sup>
	1. 国庫負担金	21,896,112	44,412	21,940,524
歳入合計		166,223,181	44,412	166,267,593

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,361,685 <sup>千円</sup>	44,412 <sup>千円</sup>	14,406,097 <sup>千円</sup>
	1. 保健衛生費	5,183,292	44,412	5,227,704
歳出合計		166,223,181	44,412	166,267,593

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第6号)

1. 総括

( 歳 入 )	(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計	
16 国庫支出金	37,097,697	44,412	37,142,109	
歳 入 合 計	166,223,181	44,412	166,267,593	



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
4 衛生費	14,361,685	44,412	14,406,097	44,412	—	—
歳 出 合 計	166,223,181	44,412	166,267,593	44,412	—	—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	226,869	44,412	271,281	4 予防費負担金	44,412	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	
計	21,896,112	44,412	21,940,524				

第16款 国庫支出金

3. 歳出  
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	1,737,404	44,412	1,781,816	44,412 特定財源 (内訳) 国庫支出金 44,412	21 補償補填及び 賠償金	44,412	予防接種経費
計	5,183,292	44,412	5,227,704	44,412 特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和6年10月22日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	家賃滞納

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月11日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月10日午後5時58分頃、奈良市八条三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 126,841円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月15日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年7月22日午前8時30分頃、奈良市東九条町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 603,500円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月15日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年2月27日午後4時22分頃、奈良市富雄北二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 302,400円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月15日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年7月10日午前6時4分頃、奈良市学園朝日元町一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方施設の天井に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 58,300円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月22日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月9日午前8時35分頃、奈良市秋篠町地内において発生した、本市の公用車が民家の門扉に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 365,200円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月22日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年6月2日午前9時30分頃、奈良市鳥見町一丁目地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ及びホイール等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 287,100円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月23日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年5月24日午後0時45分頃、奈良市陰陽町地内において発生した、本市の公用車が民家の屋根に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 231,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年10月23日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月11日午後4時頃、奈良市立京西中学校において、草刈り作業中の飛び石により、同校敷地内に駐車していた相手方の軽自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 439,747円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年11月6日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月12日午前9時00分頃、奈良市千代ヶ丘一丁目地内において発生した、本市の公用車から飛散した集積物の破片により、相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 253,605円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年11月6日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年8月23日午後3時30分頃、奈良市環境清美工場内において発生した、本市の公用車が相手方所有のフォークリフトに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 39,732円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年11月6日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年8月5日午前10時25分頃、奈良市平松四丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンス及びブロック塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 168,080円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年11月6日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年9月15日午後3時10分頃、奈良市西大寺国見町三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 103,554円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について



## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年11月11日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年10月5日午前4時4分頃、奈良市八条町地内において、本市職員が救急活動中にマンション駐車場の常夜灯を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 28,600円

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第1に次のように加える。

16 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関

別表第2の1の項中

する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他の法令による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

を

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に、

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表の2の項中

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、同表の3の項中

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	を
<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同表の4の項及び5の項中
<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>	を
<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同表の6の項中
<p>心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>	を
<p>心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <hr/> <p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>	に改め、同表の7の項中
<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>	を

もの

「  
障害者関係情報であって規則で定める  
もの  
住登外者宛名情報であって規則で定め  
るもの  
」

に改め、同表の 8 の項中

「  
心身障害者医療費助成関係情報であっ  
て規則で定めるもの  
」

を

「  
心身障害者医療費助成関係情報であっ  
て規則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定め  
るもの  
」

に改め、同表の 9 の項中「子どもに対する

医療費の助成に関する情報」の次に「（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）」

を加え、  
「  
重度心身障害者老人等に対する医療費  
の助成に関する情報であって規則で定  
めるもの  
」

を

「  
重度心身障害者老人等に対する医療費  
の助成に関する情報であって規則で定  
めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定め  
るもの  
」

に改め、同表の 10 の項中

「  
中国残留邦人等支援給付等関係情報で  
あって規則で定めるもの  
」

を

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の11の項及び12の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
---------------------

」を

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の13の項中

「

生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-----------------------------------

」を

「

生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」に改め、同表の14の項中「自立支援給付

の支給に関する情報」の次に「（以下「自立支援給付関係情報」という。）」を、「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を、「障害児入所給付費の支給に関する情報」の次に「（以下「小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報」という。）」を、「給付金に関する情報」の次に「（以下「資金の貸付け等関係情報」という。）」を、「特定医療費の支給に関する情報」の次に「（以下「特定医療費関係情報」という。）」を、「福祉手当の支給に関する情報」の次に「（以下「福祉手当関係情報」という。）」を、「費用の支給に関する情報」の次に「（以下「養育医療の給付等関係情報」という。）」を加え、

「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表の15の項中

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

「外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの  
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、同表に次のように加える。

16 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの



中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
障害者関係情報であって規則で定めるもの
自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報であって規則で定めるもの
資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの
特定医療費関係情報であって規則で定めるもの
福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
養育医療の給付等関係情報であって規則で定めるもの
児童手当等関係情報であって規則で定めるもの
住民票関係情報であって規則で定めるもの
子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
重度心身障害者老人等に対する医療費

		の助成に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

地方税等の情報システムを全国で標準化することに伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者（住登外者）の情報の管理に関する事務を個人番号の独自利用を行う事務として条例に規定する必要があることから、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市コミュニティセンター条例の制定について

奈良市コミュニティセンター条例を次のように制定しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市コミュニティセンター条例

(目的及び設置)

第1条 本市における全ての市民が、互いに多様性を認め合い、人権を尊重することで、誰もが安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を創ることに資するよう、コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市中コミュニティセンター	奈良市畑中町4番地の4

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 共生社会の実現に向けた啓発等に関する事業
- (2) 住民交流の促進に関する事業
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること  
。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月27日から翌年の1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。  
。

（使用の承認）

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（使用の不承認）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。

(1) センターの設置目的に適合しないとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(4) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 センターの使用料は、無料とする。

(使用者の義務)

第11条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときは、施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 センターを使用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(行為の禁止)

第15条 センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市中人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、この条例の第7条第1項の規定により指定管理者が行った奈良市中コミュニティセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

(奈良市人権文化センター条例の一部改正)

- 3 奈良市人権文化センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市中人権文化センターの項を削る。

(奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「人権文化センター」の次に「及びコミュニティセンター」

を加える。

- (1) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成15年奈良市条例第12号）別表第1項第8号
- (2) 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）別表第3第4号

（提案理由）

共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、中コミュニティセンターを設置しようとするものである。

## 奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、本市の区域内における一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下「一時保護施設設備運営基準」という。）において使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、一時保護施設設備運営基準の定めるところによる。

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 一時保護施設は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号）第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(非常災害対策の特例)

第5条 一時保護施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めな



なければならない。

(暴力団の排除)

第6条 一時保護施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第7条 一時保護施設は、食事の提供に当たっては、入所している児童の健やかな心身の育成を図るため、食事の献立に旬の食材や郷土食を積極的に取り入れるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一時保護施設設備運営基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第3条の規定の適用に関する経過措置は、一時保護施設設備運営基準附則及び一時保護施設設備運営基準を改正する府令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正及び基準府令の制定に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

## 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「令」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第5条第6項第4号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第7条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第11条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録されている旧氏を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和7年1月6日から施行する。

### （提案理由）

本市の印鑑登録について、旧氏を使用した印鑑を登録できるよう、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 の廃止について

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を次のように廃止しようとする

。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（令和2年奈良市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の許可を受けている者等に関する旧条例第10条第3項、第13条、第15条第1項ただし書、第5項及び第6項、第16条から第26条まで、第27条第1項及び第3項から第6項まで、第28条から第33条まで、第36条並びに第41条から第45条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（この条例の施行の日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第27条第1項若しくは第3項から第6項まで、第28条第1項、第31条又は第33条の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧条例第7条第2項、第8条第2項、第27条、第31条及び第33条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第7号から第9号まで

、第21条第3項及び第41条から第43条までの規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第37条第1項の規定による指定がされている土砂等搬入禁止区域に係る旧条例第13条第1項第9号、第37条から第39条まで、第41条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に行った行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、土砂等による土地の埋立て等について、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることとなったため、条例を廃止しようとするものである。

## 奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市帝塚山地域ふれあい会館	奈良市帝塚山南二丁目11番2号
----------------	-----------------

別表奈良市二名地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市帝塚山地域ふれあい会館	大会議室	1, 120
	会議室A	560
	会議室B	560

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

帝塚山地域ふれあい会館を新設するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

。

## 奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外 公共物の管理に関する条例の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「道路の占用」の次に「(規則で定める場合を除く。)」を加える。

第3条第1項中「占用料は、市長が指定する期日までに」を「道路占用者(法第32条第3項に規定する道路占用者をいう。)は、規則で定める期日までに占用料を」に、「会計年度毎に」を「会計年度ごとに」に改め、同条第2項中「各会計年度ごとに」を「会計年度ごとに」に改める。

第4条を次のように改める。

(占用料の減免)

第4条 市長は、規則で定める場合は、第1条の規定にかかわらず、占用料を減免することができる。

第6条中「市長が指定する期日」を「規則で定める期日」に、「その指定する期日」を「その期日」に改める。

第7条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例施行」を「条例の施行」に、「市長が」を「規則で」に改める。

別表中

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	480円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額

を

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき 1月	480円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		140円

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	に改め、
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額		

同表備考第10項及び第11項中「1件」を「占有物件1件」に改める。

（奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「という。）は」の次に「、規則で定める場合を除き」を加え、同条第4項中「占有料は、市長が指定する期日までに」を「占有者は、規則で定める期日までに占有料を」に改め、同条第5項中「各会計年度ごとに」を「会計年度ごとに」に改める。

第6条を次のように改める。

（占有料の減免）

第6条 市長は、規則で定める場合は、前条第1項の規定にかかわらず、占有料を減免



することができる。

第12条第2項第1号中「、独立行政法人」の次に「（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）」を、「地方独立行政法人」の次に「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の奈良市道路占用料に関する条例第3条の規定により市長が指定する期日は、第1条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例（以下「改正後の道路占用料条例」という。）第3条に規定する規則で定める期日とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、改正後の道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条の規定により市長が指定する期日は、第2条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第5条に規定する規則で定める期日とみなす。

（提案理由）

道路占用料及び法定外公共物の占用料の減免事由を規則で明確化するよう改正するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「」の「」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3

号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業又は給水人口が5万人以下である水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。））」とあるのは「6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6箇月以上水道に関する

技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。  
第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号において同じ。）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」及び「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を削り、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「簡易水道に」を「簡易水道等に」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」に改め、「2分の1以上」と」の次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業、簡易水道事業及び給水人口5万人以下の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められるため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 財産の処分について

次に掲げる財産を処分するものとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物件の表示

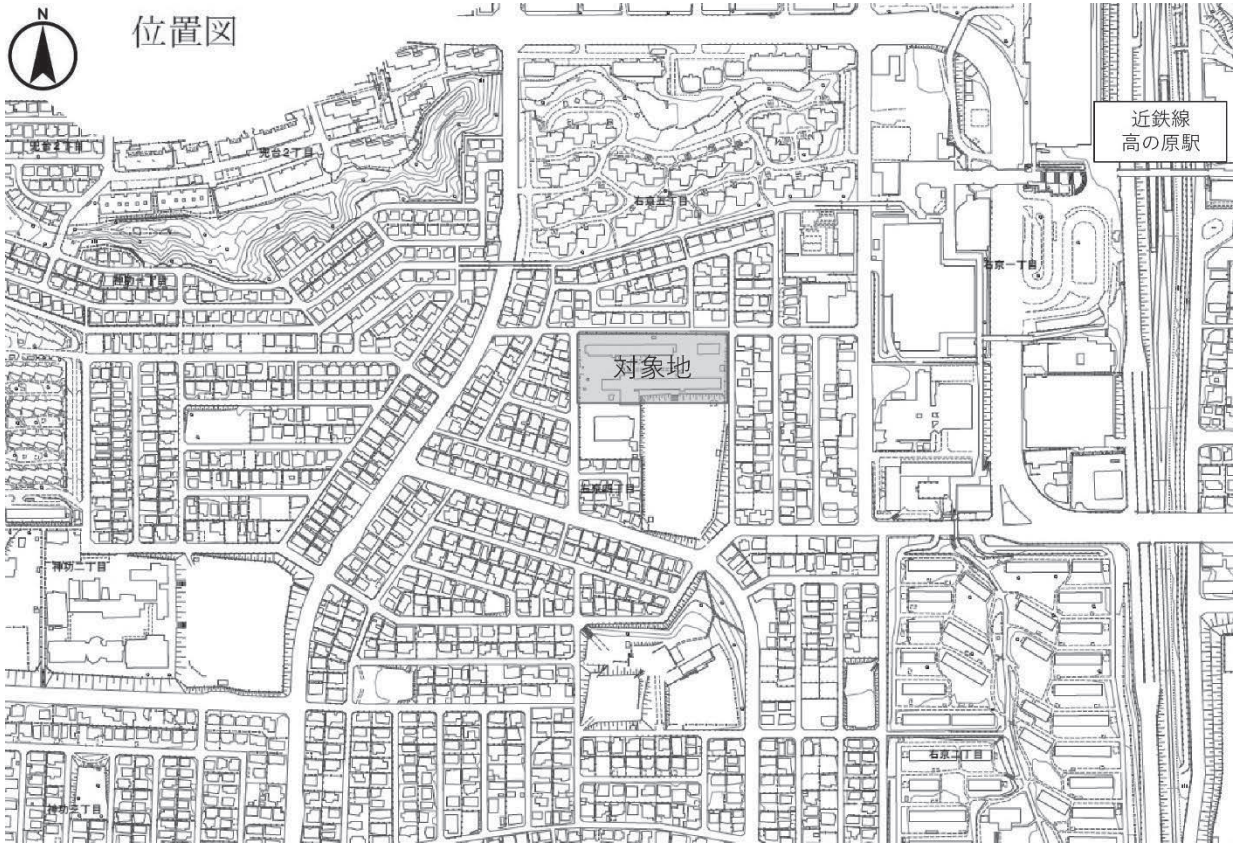
所在地	地目	公簿面積 (㎡)
奈良市右京四丁目11番27	学校用地	8,535.21
奈良市右京四丁目11番28	学校用地	2,030.84
合計		10,566.05

2. 譲渡価格 700,880,000円

3. 契約の相手方 大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩





## 委託契約の締結について

京都線高の原駅付近高の原橋補修工事委託について、次のとおり委託契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、委託契約金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

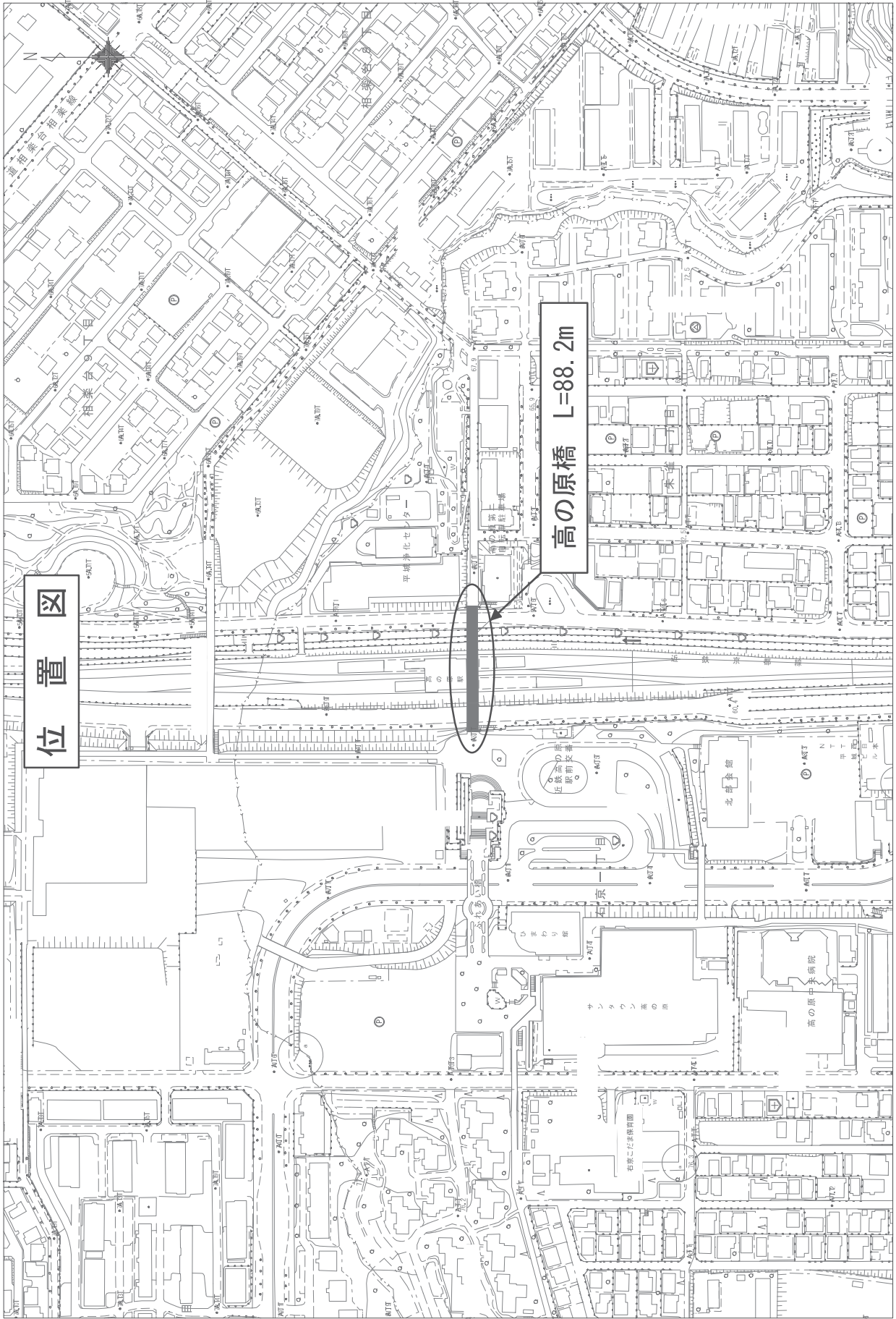
- 1 契約の目的 京都線高の原駅付近高の原橋補修工事委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 373,693,700円
- 4 契約の相手方 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号  
近畿日本鉄道株式会社  
鉄道本部大阪統括部長 高浦 仁史

## 京都線高の原駅付近高の原橋補修工事委託の概要

1. 委託場所 奈良市右京一丁目地内他
  
2. 委託規模 橋梁長寿命化修繕工事 橋長 L = 88.2 m 幅員 W = 8.0 m

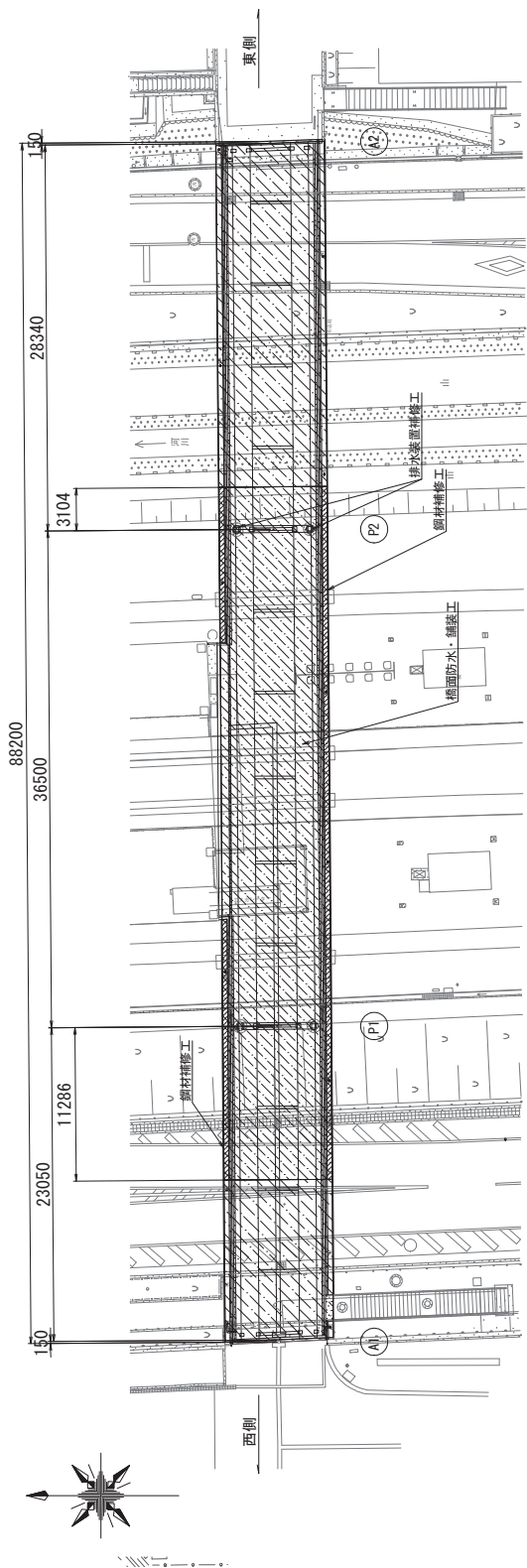
舗装工	一式
橋梁附属物工	一式
橋梁補修工	一式
橋梁塗装工	一式
鋼材補修工	一式
仮設工	一式
環境対策工	一式
  
3. 工期 契約の日から令和9年3月31日まで

位置図

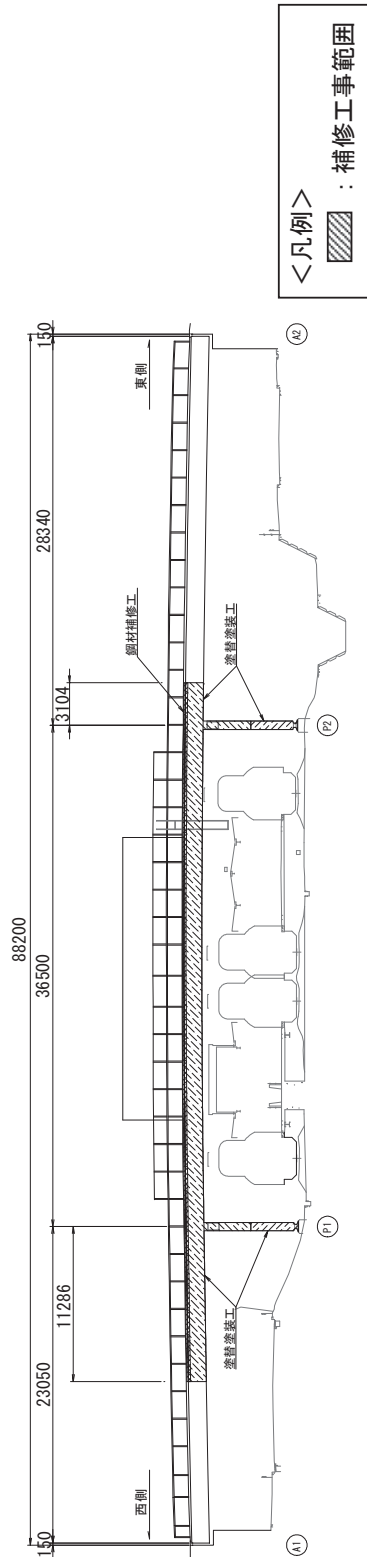



# 京都線高の原駅付近高の原橋補修工事 一般図 (1)

平面図



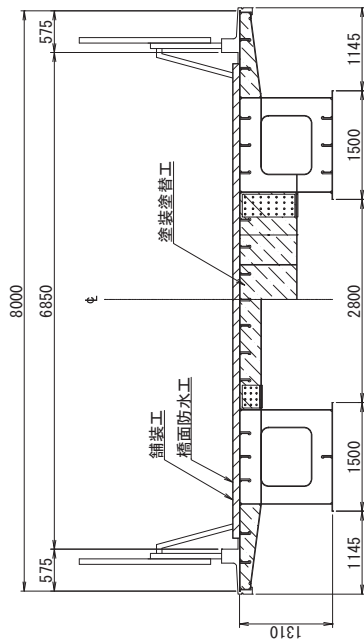
側面図



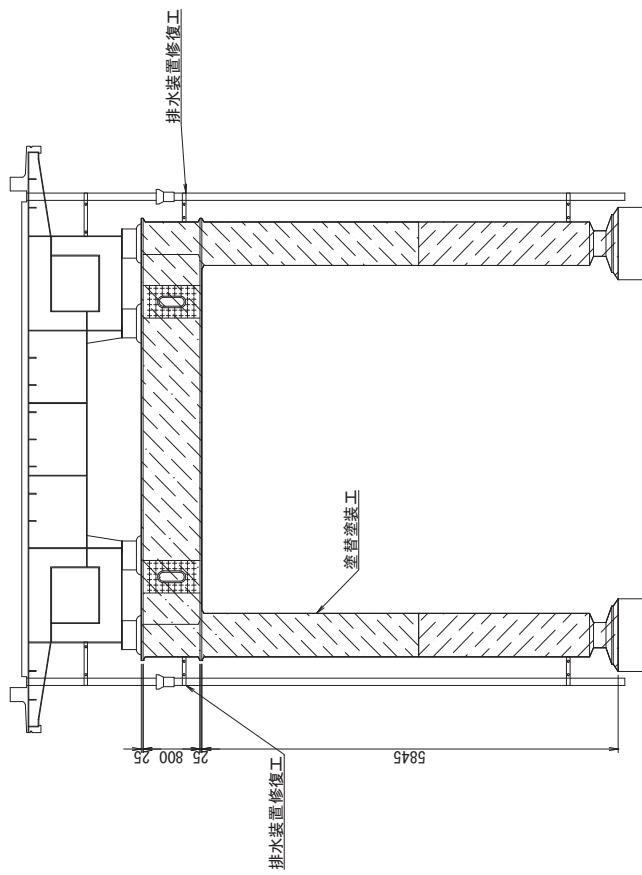
<凡例>  
 : 補修工事範囲

京都線高の原駅付近高の原橋補修工事 一般図 (2)

標準断面図



P1 橋脚断面図



<凡例>

補修工事範囲

## 工事請負契約の一部変更について

奥柳登美ヶ丘線街路改良工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

令和5年6月20日議決された奈良市議案第71号奥柳登美ヶ丘線街路改良工事の契約金額中「756,690,000円」を「798,501,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市高天町43番地1  
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301  
奥柳登美ヶ丘線街路改良工事村本・三和特定建設工事共同企業体  
代表者 村本建設株式会社奈良営業所  
          所長 原田 徹雄  
          三和建设株式会社  
          代表取締役社長 小林 伸嘉

増 額 41,811,000円



### 3. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 本市は、上記の訴訟の目的達成に特に必要があるときは、訴え又は当事者の追加又は変更をすることができる。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町3番地

奈良市杉岡華邨書道美術館

2 指定管理者の所在及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1161番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称



都祁まちづくり協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

### 2 指定管理者の所在地及び名称



都祁まちづくり協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

(1) 奈良市中新屋町5番地

奈良町にぎわいの家

(2) 奈良市元興寺町44番地

奈良市ならまち格子の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町2番地の1

奈良町にぎわいの家・奈良市ならまち格子の家運営共同体 奈良町くりえいと

代表 公益社団法人奈良まちづくりセンター

理事長 藤野 正文

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良町にぎわいの家

ア 奈良町にぎわいの家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。

イ 奈良町にぎわいの家の利用制限に関する事。

ウ 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

エ その他市長が定めること。

(2) 奈良市ならまち格子の家

ア 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関すること。

イ 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。

ウ 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

エ その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

- (1) 市営住宅及び共同施設
- (2) 改良住宅等及び地区施設
- (3) コミュニティ住宅及び共同施設

### 2 指定管理者の所在地及び名称

香川県高松市紺屋町3番地6  
株式会社穴吹ハウジングサービス  
代表取締役社長 新宮 章弘

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市営住宅、改良住宅等及びコミュニティ住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者の募集に関する事。
- (2) 市営住宅等の家賃の徴収に関する事。
- (3) 市営住宅等及び共同施設（地区施設を含む。以下同じ。）の維持、修繕及び改良に関する事。
- (4) 市営住宅等及び共同施設に係る環境整備に関する事。

- (5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅等及び共同施設の管理に関するもののうち市長が定めるもの

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園大和町一丁目187番地

西部公民館学園大和分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



学園三碓地区自治連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

高樋町自治会

会長

■■■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町393番地の4  
南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称



東九条町自治会

会長



3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

田原地区自治連合会

会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1

田原公民館水間分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■

水間町自治会

会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市 柚ノ川町 698 番地

田原公民館 柚ノ川分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



柚ノ川町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館 柚ノ川分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館 柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館 柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。







## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町451番地の4

柳生公民館邑地分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

邑地町自治会

会長 ■■■■■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

丹生町自治会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称



北野山町自治会

会長 

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市下狭川町3109番地の2  
興東公民館狭川分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称  
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  
狭川地区自治連合会  
会長 ■■■■■■

- 3 指定管理者の指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関する事。
  - (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地

興東公民館大平尾分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■

大平尾町自治会

会長

■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西木辻町200番地の67  
春日公民館西木辻分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称



八軒町自治会

会長



- 3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号

大安寺地区自治連合会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町七丁目 554 番地の 3

春日公民館 済美南分館

2 指定管理者の所在地及び名称



済美南地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館 済美南分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館 済美南分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館 済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長



3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。





## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

2 指定管理者の所在地及び名称



佐紀中町自治会

会長 

3 指定管理者の指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



奈良縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び奈良縣市町村総合事務組合同規約の変更  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い奈良縣市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良縣市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

奈良縣市町村総合事務組合同規約（平成20年3月18日奈良県指令市町村第1143号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県  
指令市町村第1143号）（抄）

別表第1（第2条関係） 組合を組織する市町村及び組合

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合
--

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	組合市町村
1 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曾爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合



